

江戸川区不燃化特区の区域内における老朽建築物の除却及び耐火建築物等への建替えの助成 に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 老朽建築物の除却（第6条・第7条）

第3章 耐火建築物等への建替え（第8条—第10条）

第4章 助成金交付手続（第11条—第15条）

第5章 その他（第16条—第20条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、不燃化特区の区域内において、老朽建築物の除却及び耐火建築物等への建替えについて、予算の範囲内において助成を行うことにより、延焼危険性の高い建築物の除却及び不燃化の促進を図り、もって地域の防災性の向上に資することを目的とする。

（通則）

第2条 不燃化特区の区域内における老朽建築物の除却及び耐火建築物等への建替えに対する助成金（以下「助成金」という。）の交付については、江戸川区補助金等交付規則（昭和42年3月江戸川区規則第3号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 不燃化特区 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成25年3月29日付け24都市整防第598号）第5条第1項の規定により、東京都知事が不燃化推進特定整備地区として指定した区域のうち、江戸川区内の区域をいう。
- （2） 老朽建築物 次のいずれかに該当する延焼防止上危険な木造建築物をいう。
 - ア 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項の規定により除却勧告を受けた木造建築物
 - イ 江戸川区（以下「区」という。）の調査により危険であると認められた昭和56年5月31日以前の木造建築物
 - ウ 区の調査により危険であり、かつ、建築物の管理その他の事由により当該建築物を除却することが延焼防止を図る上で至当と認められた木造建築物

(3) 耐火建築物等 次に掲げる耐火建築物及び準耐火建築物をいう。

ア 耐火建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（附属建築物を除く。）をいう。

イ 準耐火建築物 法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（附属建築物を除く。）をいう。

(4) 戸建建替え 老朽建築物の除却及び次のいずれかに該当する耐火建築物等への建て替えを行うことをいう。

ア 一つの建築物に一つの住戸を持つ住居専用建築物若しくは住商工併用建築物又は商工専用建築物

イ 一つの建築物に複数の住戸を持つ住居専用建築物又は住商工併用建築物であつて、第11条第1項に規定する申請者及びその親族が居住する建築物

(5) 共同住宅等建替え 老朽建築物の除却及び次のいずれかに該当する耐火建築物等への建て替えを行うことをいう。

ア 共同住宅

イ 長屋

(6) 細街路 法第42条第2項に規定する幅員4メートル未満の道路及び道をいう。

(対象区域)

第4条 この要綱による助成の対象区域は、不燃化特区の区域とする。ただし、不燃化特区内の市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市計画道路事業等のまちづくり事業の施行中又は施行を予定している区域であつて、次の表に定めるまちづくり事業の区域を除く。

不燃化特区の名称	適用除外とするまちづくり事業
南小岩七・八丁目周辺地区	南小岩七丁目地区土地区画整理事業 サンロード一番街区都市計画街路事業 補助第142号線都市計画道路事業 補助第143号線都市計画道路事業 補助第142号線地区都市防災不燃化促進事業 補助第143号線地区都市防災不燃化促進事業
平井二丁目付近地区	補助第144号線都市計画道路事業 補助第144号線地区都市防災不燃化促進事業

南小岩南部・東松本付近地区	補助第142号線都市計画道路事業
	補助第142号線地区都市防災不燃化促進事業
	補助第285号線都市計画道路事業
	補助第285号線地区都市防災不燃化促進事業

2 前項ただし書の規定にかかわらず、江戸川区長（以下「区長」という。）が、防災性の向上のため除却又は建替えを促進することが必要と認める場合は、助成の対象とすることができる。

（助成対象者）

第5条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、住民税を滞納していない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 建築物の登記事項証明書上の所有者（以下「所有者」という。）又は所有者から委任を受けた者
- （2） 未登記の建築物にあつては課税の名義人又は課税の名義人から委任を受けた者
- （3） 申請予定建築物が相続登記されておらず、所有者が被相続人名義の場合は、相続されていることを遺産分割協議書等の写し及び相続人であることを証する書類により確認できる者又は当該相続人から委任を受けた者。未登記の建築物で課税名義人が被相続人の場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売目的のために建築する建築物の場合は、助成の対象としない。

3 耐火建築物等への建替えに係る助成を受ける場合は、申請予定建築物を1年以上所有（相続等の一般承継による所有権移転は、被承継人の所有期間を、承継人が引き継ぐものとする。）していなければならないものとする。

第2章 老朽建築物の除却

（助成対象要件）

第6条 区長は、対象区域内において、第3条第2号に規定する要件を満たす老朽建築物の除却を行う助成対象者に対し、別表第1―1及び別表第1―2に定める費用の一部を助成する。

2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく除去費及び処分費は、図面、建材の製造年月日に係る資料その他の客観的な資料又は分析調査により石綿含有が認められたものに限り、助成の対象とする。

3 国、地方公共団体等から建築物に関し補償金、補助金等の交付を受けている場合は、当該補償金、補助金等とこの要綱による助成金の内容とが重複しない限りにおいて助成の対象とすること

ができる。

(老朽建築物の助成金額)

第7条 老朽建築物に係る助成金額は、別表第1—1に定める額とする。ただし、石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費については、別表第1—2に定める額を追加で交付するものとする。

2 区長は、別表第1—3に定める基準に基づき、消費税相当額の助成の可否を判定するものとする。

第3章 耐火建築物等への建替え

(助成対象要件)

第8条 区長は、対象区域内において、次に掲げる全ての要件を満たす戸建建替え又は共同住宅等建替えを行う助成対象者（過去5年以内に不燃化特区における老朽建築物の除却を行った者を含む。）に対し、別表第1—1、別表第1—2、別表第2又は別表第3に定める費用の一部を助成する。

- (1) 戸建建替えにあつては第3条第4号に規定する要件を満たし、共同住宅等建替えにあつては同条第5号に規定する要件を満たしていること。
- (2) 建替え後の建築物が江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成17年12月江戸川区条例第59条）その他関係法令及び区長が別に定める地区整備指針に適合する耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (3) 建替え後の建築物と隣接する建築物との間隔が十分に確保されていること。
- (4) 建替え後の建築物の形状及び外壁等の色彩が周辺の環境に配慮したものであること。
- (5) 建替え後の建築物が第3条第4号イ又は同条第5号に規定する建築物に該当する場合は、二方向以上の避難路を確保すること。
- (6) 細街路の拡幅整備又は不法占使用の改善工事が発生する場合は、L型側溝の後退又は設置を行う等、防災性及び住環境の向上を図ること。
- (7) 共同住宅等建替えを行う場合は、建築物の敷地面積が100㎡以上であること。

2 国、地方公共団体等から建築物に関し補償金、補助金等の交付を受けている場合は、当該補償金、補助金等の内容とこの要綱による助成金の内容とが重複しない限りにおいて助成の対象とすることができる。

(戸建建替えの助成金額)

第9条 戸建建替えに係る助成金額は、別表第1—1、別表第1—2及び別表第2に定める額の合

計額とする。ただし、助成対象者が過去５年以内に不燃化特区における老朽建築物の除却を行っている場合は、別表第２に定める額とする。

２ 第７条第２項の規定は、前項に規定する助成金額について準用する。

（共同住宅等建替えの助成金額）

第10条 共同住宅等建替えに係る助成対象者への助成金額は、別表第１―１、別表第１―２及び別表第３に定める額の合計額とする。ただし、助成対象者が過去５年以内に不燃化特区における老朽建築物の除却を行っている場合は、別表第３に定める額とする。

２ 第７条第２項の規定は、前項に規定する助成金額について準用する。

第４章 助成金交付手続

（助成金の対象承認）

第11条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、不燃化特区助成対象承認申請書（第１号様式）に第７条第２項に規定する判定（第９条第２項又は前条第２項において準用する場合を含む。）に必要な資料その他の関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

２ 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請者が実施する工事（以下「対象工事」という。）が助成の対象となると認めた（以下「対象承認」という。）場合は、不燃化特区助成対象承認通知書（第２号様式）により当該申請者に通知する。

３ 申請者は、前項の通知書の発行をもって、対象工事を開始できるものとする。

（変更及び取下げ）

第12条 申請者は、前条第２項の規定による承認通知を受けた内容を変更しようとする場合は、不燃化特区助成対象承認変更申請書（第３号様式）に、当該変更に係る関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

２ 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更が必要と認めた場合は、不燃化特区助成対象承認変更通知書（第４号様式）により当該申請者に通知する。

３ 区長は、前項の規定にかかわらず、助成金額の変更を伴わない軽微な変更については、前項の通知を省略することができる。

４ 申請者は、対象工事を中止し、又は取りやめたときは、不燃化特区助成取下げ届出書（第５号様式）を区長に提出しなければならない。

（工事の完了報告及び助成金交付申請）

第13条 申請者は、対象工事が完了したときは、不燃化特区助成工事完了報告書（第６号様式）及

び不燃化特区助成金交付申請書（第7号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び交付請求）

第14条 区長は、前条の助成金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査するとともに、除却工事後の敷地又は建替え後の建築物の確認を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、不燃化特区助成金交付決定通知書（第8号様式）により当該申請者（以下「助成決定者」という。）に通知する。

3 助成決定者は、速やかに不燃化特区助成金交付請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の対象承認又は交付決定の取消し等）

第15条 区長は、第11条第2項の通知を受けた申請者又は助成決定者（以下「助成決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の対象承認又は交付決定を取り消すことができる。

（1） 法その他関係法令に違反した場合

（2） 偽りの申請その他不正な手段で助成金の対象承認又は交付決定を受けた場合

（3） この要綱に違反し、又は区長の指示に従わなかった場合

（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じた場合

2 区長は、前項の規定により、助成金の対象承認又は交付決定を取り消したときは、不燃化特区助成対象承認・助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により、助成決定者等に通知する。

3 区長は、前項の場合において、既に交付した助成金があるときは、助成金の交付を受けた者に対し、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

第5章 その他

（立入調査、指導・助言及び現況報告）

第16条 区長は、助成に関し必要と認めるときは、助成に係る建築物に立ち入り、調査を行うことができる。

2 区長は、助成に関し必要と認めるときは、助成対象者に対して、指導、助言等を行うとともに、定期又は随時に現況の報告を求めることができる。

（除却工事後の敷地の取扱い）

第17条 要綱第2章の規定により助成を受けようとする助成対象者は、第14条第1項の規定による除却工事後の敷地の確認を受けるまで、土地売買契約、借地権設定契約等の締結及び所有権移転

登記を行ってはならない。

（建替え後の助成対象者の責務）

第18条 第3章の規定により助成を受けた助成対象者は、建替え後の建築物を適正に管理しなければならない。

（電子申請）

第19条 この要綱に定める申請、届出、報告及び請求（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する当該申請等に係る書面等により行われたものとみなす。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付則（省略）

別表第1—1（第6条—第10条関係）

助成区分	助成内容	助成金額
老朽建築物除却に要する費用	(1) 老朽建築物及びこれに付属する工作物の除却工事費 (2) 除却後の敷地の整地費 (3) 大気汚染防止法に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費	次に掲げる額のうちいずれか低い額 (1) 実費相当額 (2) 除却費単価（21,000円／㎡）に老朽建築物の延床面積を乗じて得た額

備考

- 1 延床面積は、第16条第1項の規定による立入調査により算出した実測面積とする。
- 2 助成金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第1—2（第6条—第10条関係）

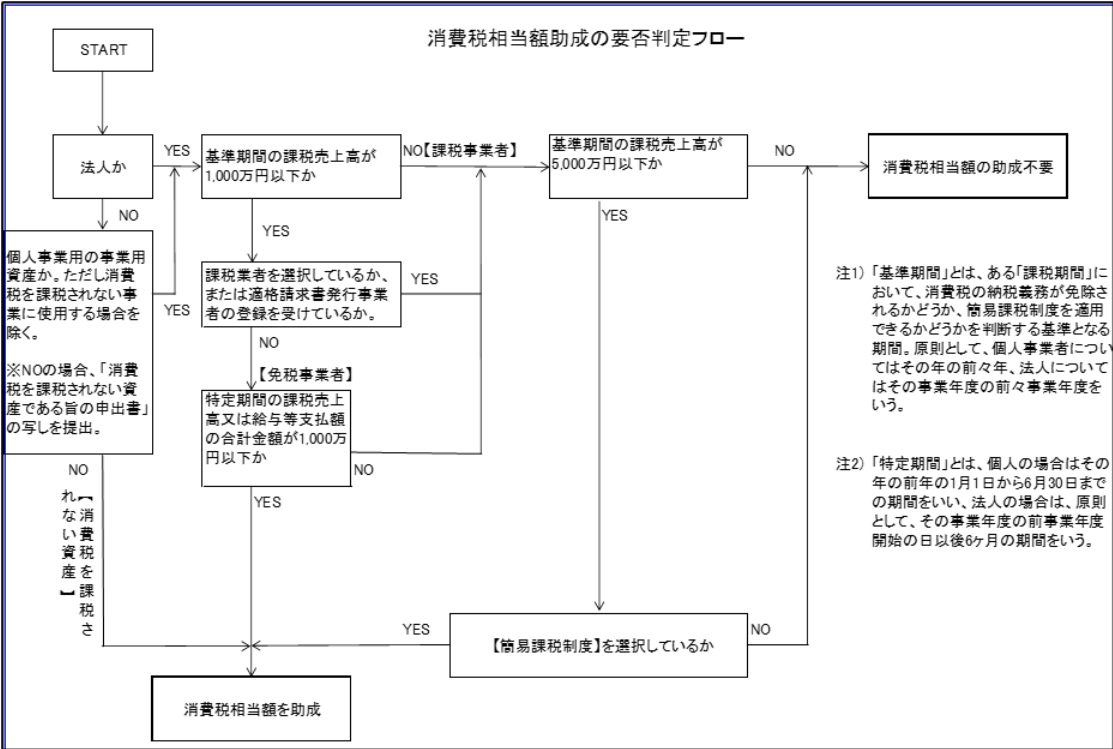
助成区分	助成内容	助成金額
石綿調査及び除去に要する費用	大気汚染防止法に基づく石綿含有事前調査費、	次に掲げる額のうちいずれか低い額 (1) 別表第1—1の助成金額(2)に定める

	分析費、除去費及び処分費	額から同表の助成内容(1)及び(2)に相当する額を除いた額(当該金額が零を下回る場合は零とする。)を、同表の助成内容(3)に相当する額から除いた額 (2) 石綿除却費単価(10,000円/㎡)に老朽建築物の延床面積を乗じて得た額
--	--------------	---

備考

- 1 延床面積は、第16条第1項の規定による立入調査により算出した実測面積とする。
- 2 助成金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第1—3 (第7条関係)



別表第2 (第8条、第9条関係)

助成区分	助成内容	助成金額
建築設計及び工事監理に要する費用	新築する建築物の設計費及び工事監理費	建替え後の建築物の地上1階から3階までの床面積の合計(以下「助成対象床面積」という。)に応じて、算出した額

備考 助成金額の算出方法は、次のとおりとする。

助成対象床面積	金額
---------	----

㎡以上 ㎡未満	千円
0 ～ 5	961
5 ～ 10	1, 030
10 ～ 15	1, 098
15 ～ 20	1, 166
20 ～ 25	1, 235
25 ～ 30	1, 303
30 ～ 35	1, 371
35 ～ 40	1, 439
40 ～ 45	1, 508
45 ～ 50	1, 576
50 ～ 55	1, 644
55 ～ 60	1, 712
60 ～ 65	1, 781
65 ～ 70	1, 849
70 ～ 75	1, 917
75 ～ 80	1, 985
80 ～ 85	2, 054
85 ～ 90	2, 122
90 ～ 95	2, 190
95 ～ 100	2, 259
100 ～ 105	2, 327
105 ～ 110	2, 395
110 ～ 115	2, 463
115 ～ 120	2, 532
120 ～ 125	2, 600
125 ～ 130	2, 668
130 ～ 135	2, 736
135 ～ 140	2, 805
140 ～ 145	2, 873

145	~	150	2, 941
150	~	155	3, 010
155	~	160	3, 072
160	~	165	3, 134
165	~	170	3, 196
170	~	175	3, 258
175	~	180	3, 320
180	~	185	3, 382
185	~	190	3, 444
190	~	195	3, 506
195	~	200	3, 568
200	~	205	3, 630
205	~	210	3, 679
210	~	215	3, 750
215	~	220	3, 809
220	~	225	3, 869
225	~	230	3, 929
230	~	235	3, 989
235	~	240	4, 048
240	~	245	4, 108
245	~	250	4, 168
250	~	255	4, 227
255	~	260	4, 287
260	~	265	4, 347
265	~	270	4, 407
270	~	275	4, 466
275	~	280	4, 526
280	~	285	4, 586
285	~	290	4, 646
290	~	295	4, 705

295 ～ 300	4,765
300 ～	4,825

別表第3（第8条、第10条関係）

助成区分	助成内容	助成金額
建築設計及び工事監理に要する費用	新築する建築物の設計費及び工事監理費	（1） 実費（業務報酬基準を基に算出した額を標準とする額を超える場合にあっては、業務報酬基準を基に算出した額を標準とする額を上限とする。）に、住宅部分に係る床面積を建替え後の建築物の延床面積で除した数値を乗じて得た額の3分の2の額（以下「建築設計費等助成金額」という。）。 （2） 建築設計費等助成金額と建築物の助成対象床面積の合計に応じ別表第2に定める額とのいずれか低い額とする。

備考

- 1 業務報酬基準を基に算出した額を標準とする額とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）により算出することとする。この場合において、人件費単価は、国土交通省が決定する設計業務委託等技術者単価を用いることとする。
- 2 助成金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

様式（省略）

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。